

総務常任委員会

1 開 議 令和5年9月11日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第78号 大田原市合併振興基金条例を廃止する条例の制定について

日程第2 議案第72号 大田原市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

日程第3 議案第79号 大田原市出張所設置条例を廃止する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	櫻	井	潤一郎	出席
副委員長	菊	地	英樹	出席
委員	高	崎	和夫	出席
	君	島	孝明	出席
	新	卷	満雄	出席
	斎	藤	光浩	出席
	伊	賀	純	出席

当局	総合政策部長	磯	雅史	出席
	政策推進課長	長井	康男	出席
	経営管理部長	益子	和弘	出席
	総務課長	鈴木	浩行	出席

事務局	植	田	賢司	出席
	池	嶋	佑介	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（櫻井潤一郎） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットのとおりであります。

執行部の出席者は、磯総合政策部長、益子経営管理部長、長井政策推進課長、鈴木総務課長です。

◎議案第78号 大田原市合併振興基金条例を廃止する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第78号 大田原市合併振興基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

この件に関しましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） 議案第78号 大田原市合併振興基金条例を廃止する条例の制定につきましては、令和4年度末をもって基金残高がゼロとなりました大田原市合併振興基金を廃止するため、提案するものでございます。

詳細につきましては、政策推進課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） 政策推進課長、長井です。よろしくお願いいたします。議案第78号 大田原市合併振興基金条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

議案書の67ページ、議案書補助資料を御覧ください。議案の概要でございますが、本条例は大田原市合併振興基金条例を廃止するため制定するものでございます。合併振興基金は、平成17年10月1日の3市町村合併に当たり、合併後の市民の連携の強化及び地域の振興に必要な経費の財源に充てるために平成18年度に22億円を積み立てて造成した基金でございます。

参考といたしまして記載しております基金取崩額実績の表にございますとおり、本基金は平成24年度に2億円の基金を取り崩して以降、令和4年度末までに基金造成時の積立額22億円と積み増した運用益140万4,000円を合わせた22億140万4,000円の全額を取り崩して各種充当事業に活用しており、所期の目的を達成しましたことから本基金を廃止するため、本条例を制定するものであります。

議案書の66ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で議案第78号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） この基金全部で22億円ありますけれども、どのような使われ方をしたかということと、その報告書みたいのはあるのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） では、お答えいたします。

まず、合併振興基金の活用につきましては、先ほど説明した合併振興基金条例のほうにもございますとおり、その使用の目的といたしましては、市民の連携の強化及び地域の振興に必要な経費の財源となり、主にソフト事業的な活用となっております。具体的に申しますと、例えば市内にある市民交流施設の管理事業の事業費であったり、あとは観光推進事業のほうの事業費であったり、あとは公民館なんかの運営事業費等にも活用しておりました。こちらに関しましては、合併振興基金の活用等に関しましては所管が財政課のほうになりまして、そちらのほうにはその取り崩した基金の状況調べ等がございます。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 報告書は財政課から出るということですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） 特に資料としては用意しておりませんので、報告書としては出してはおりません。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） 報告書としては出してないけれども、もし必要であれば見に行くことはできるみたいな、そういうことでよろしいのですか。教えてもらえるというか。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） お答えいたします。

どのような事業にといいるところで、どこまで具体的なものがというのは、ちょっと私のほうでも把握はしていないのですけれども、活用実績等に関しましては、直接お伺いいただければ回答できるかとは思いますが。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） 今の件に引き続いてですけれども、いわゆる合併振興基金の今までの利用状況というもの、この総務常任委員会の委員ぐらいには、その報告は出してはいただけないのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） お答えいたします。

合併振興基金のほうの取り崩した資金の使途の概要等につきまして、資料のほうは提出することはできますので、後で事務局のほうに提出ということよろしいですか。提出することは可能です。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎) 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第78号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第78号 大田原市合併振興基金条例を廃止する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

ありがとうございました。

(総合政策部長・政策推進課長退席)

◎議案第72号 大田原市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

○委員長(櫻井潤一郎) 次に、日程第2、議案第72号 大田原市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長(益子和弘) 議案第72号 大田原市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定につきましては、両郷出張所及び須賀川出張所で行っております窓口業務を郵便局に委託し、それぞれ地区公民館の機能を中心とした施設とするものでありまして、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、本市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長(櫻井潤一郎) 総務課長。

○総務課長(鈴木浩行) 議案書補助資料39ページを御覧ください。令和6年4月1日より両郷出張所及び須賀川出張所で行っております証明書の発行などの窓口業務を郵便局に委託し、それぞれ地区公民館の機能を中心とした施設とするものでありまして、両郷出張所の窓口業務を両郷郵便局へ、須賀川出張所の窓口業務を黒羽須佐木郵便局へ委託するに当たり、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、本市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、委託の内容等についてご説明いたしますので、40ページを御覧ください。1の業務委託の目的でございますが、記載の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律は、住民の利便性の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的としておりまして、郵便局側から法律に基づく窓口業務の受託の提案がありました。

本市では、行政改革の具体的な取組として効率的な行政運営を図るため、業務の民間委託の推進を掲げ

ておりますので、他の自治体における取組事例などを参考にした結果、有効な手段であると判断いたしまして、住民の皆様の利便性の増進を図るとともに、組織のスリム化、職員の適正な配置及び歳出の削減を図ることを目的として委託するものであります。

2の委託開始日は、令和6年4月1日からとなりまして、3の業務を委託する郵便局は両郷郵便局及び黒羽須佐木郵便局であります。

4は、両出張所における事務取扱い件数であります。時期によって偏りはあるかと思われませんが、おむね両出張所とも1日当たり2件から3件でございます。

41ページに参りまして、5は住民説明会の開催状況でございます。記載のとおり実施いたしまして、反対の意見についてはございませんでした。また、説明会後の住民の皆様からの問合せ等も現在のところはございません。

6の委託する事務でございますが、表のとおりこれまで行ってきた事務と(2)の新規取扱いを含む7つの事務を委託する予定でございます。

7は、業務委託に係る委託料であります。固定費、従量費、一般管理費、通信費、消耗品費など年間の経費として96万円を見込んでおります。また、ネットワーク回線の整備やプリンターやファクスの購入などの初期導入経費として331万4,000円を今年度の一般会計補正予算(第5号)に計上いたしております。

42ページに参りまして、8は証明書の交付の流れであります。郵便局の窓口で請求を受け付け、その請求書を郵便局から黒羽支所にファクスを送信し、確認後証明書を郵便局の印刷機へ送信し、郵便局でお渡しをする流れとなっております。

9の委託後の施設についてでございますが、両施設とも現在出張所と地区公民館の機能を有しておりますが、出張所機能の廃止後は、それぞれの地区公民館の機能を中心とした施設として、また行政の窓口として運営してまいります。職員の配置につきましては記載のとおりでありまして、現状の3名体制とする予定であります。

10は、委託に向けた今後のスケジュールでございます。本定例会でご議決をいただいた後、10月に契約締結に向けた調整、令和6年1月に機器の設置、マニュアルの整備、3月に実務指導等を行いまして、令和6年4月1日の委託開始というスケジュールを考えております。

以上で議案第72号 大田原市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長(櫻井潤一郎) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

斎藤委員。

○委員(斎藤光浩) 説明会が何度か開かれていますけれども、先ほどその後の要望もなかったということでしたけれども、この説明会でも意見、要望はなかったということでしょうか。

○委員長(櫻井潤一郎) 総務課長。

○総務課長(鈴木浩行) 反対等の意見は特にございませんでしたけれども、ただ実際駐車場のスペースはどうかのらうだとか、あとは郵便局への事務のスムーズな流れは大丈夫なんでしょうかですとか、事務の大きさは大丈夫なのかですとか、そういった実際に住民の方が利用するに当たって、初めてのことで、不明な点等の質問はございましたけれども、その場において説明させていただいて、それに対する

反対等の意見はございませんでした。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） いろいろな前向きな意見が出てというか、要望が出て、それに対して市で何か対応されたことというのはあるのでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 初めてのということもございまして、説明会にお見えになった方はごく一部の方になっておりますので、全戸数にその内容が事前に知れ渡ることができるように周知をするといったことについてのご要望もありましたので、そういったものについては事前に、今後ご議決いただいた後に周知を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） それは、その周知というのは、もともとの説明もあると思うのですが、住民の方からいただいたこういうことはどうなのだ、ああなのだということも含めて周知されるということですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 質問等においてご不明な点等が、質問によってこちらでも判明したことがございますので、そういったものも含めて今回説明した内容と併せまして、全戸配布できるようなチラシをご用意しまして、配布して周知を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（櫻井潤一郎） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） この委託について、これは行政組織のスリム化、そして職員の適正配置、歳出の削減を目的とするという目的があるのですけれども、この委託することによって、大体概算で幾らぐらいの削減が見込まれるのかお伺いします。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 概算で約1,000万円程度の削減ということを見込んでおります。詳しい内容につきましては、主に人件費を今のところの予定でございますけれども、資料のとおり、今正職員から会計年度任用職員に代えること、これが金額的には一番大きいものでございまして、現時点で一番その影響で1,000万円程度見込まれるかなというふうに考えております。

また、年間新たな歳出として96万円ほど委託料が出ますけれども、これまで機器のリース契約をしております、今の出張所のところ。そちらと比較しましても、郵便局への委託料のほうが低額になりますので、それも含めて1,000万円程度削減見込みしております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） 住民の利便性の増進ということから考えると、今後他地区でもやる可能性というのはあるのでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 現時点におきましては、他地区で行うという予定はございません。

○委員長（櫻井潤一郎） 菊地委員。

○委員（菊地英樹） インターネット回線を工事して、郵便局からは黒羽支所のほうにファクスで送るとい
うことなのですが、何かちょっと時代遅れのような気もしないではないのですが、ずっとこれからもファ
クスで送るといことでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） まずは、住民基本台帳における、いわゆる住民の情報というのですか、個人の情
報につきましては、やはり市のほうで管理をしているという部分もございますので、あくまでも委託され
た、受託をされた郵便局におきましては、そういった情報をファクス等でのやり取りのみにとどめまして、
また栃木県では日光市が既に行っているところなのですが、現時点におきましてはそういった他市町の事
例と合わせた対応ということになりますので、現時点ではこのような対応を取っていきたいと考えており
ます。

○委員長（櫻井潤一郎） 菊地委員。

○委員（菊地英樹） 黒羽支所のほうでファクスを受けるわけですがけれども、常時決まった方が担当する
ということなんでしょうか。例えばファクスが届いても、しばらく気がつかなくてなかなか返信ができない
という場合も、もしかしたらあるかと思うのです。ファクスだけ送っただけで、特に後は黒羽支所に請求
書を送りましたという連絡をするわけではないのでしょうか。その辺がちょっと分からないのですが。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 常に郵便局の局員であり、黒羽支所の職員でありましても、休む方もいたり、そ
ういったこともあるので、それぞれの郵便局、庁内においてのマニュアルづくりをまず始めまして、先ほ
どお話ししましたように、1月にそのような指導というか、研修を始めるということ想定しております
ので、今ご指摘があったような、忘れることのないようにチェック体制につきましては強化してまいりた
いとは考えております。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第72号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号 大田原市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定については、原案を可とすること
に決しました。

◎議案第79号 大田原市出張所設置条例を廃止する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第3、議案第79号 大田原市出張所設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第79号 大田原市出張所設置条例の廃止する条例の制定につきましては、議案第72号でご説明をいたしました両郷出張所及び須賀川出張所の窓口業務を郵便局に委託することに伴い、大田原市出張所設置条例を廃止するものであります。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 次に、議案第79号 大田原市出張所設置条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

議案書補助資料70ページを御覧ください。議案第72号でご説明いたしましたが、行政改革などの一環としまして令和6年4月1日より両郷出張所及び須賀川出張所で行っております諸証明の発行などの窓口業務を郵便局に委託し、それぞれ地区公民館の機能を中心とした施設とするため、大田原市出張所設置条例を廃止するものであります。

69ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することといたしております。

以上で議案第79号 大田原市出張所設置条例を廃止する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第79号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号 大田原市出張所設置条例を廃止する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

ありがとうございました。

◎散 会

○委員長（櫻井潤一郎） 以上で当委員会に付託されました案件につきましては審査が終わりました。
これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前10時23分 散会